

千葉県地域運営委員会設立支援等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 区長は、地域運営委員会の設立及び活動に要する経費の一部について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則(昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、地域運営委員会とは、概ね小学校区から中学校区を単位に、地域で活動する様々な団体が参画し、地域の課題を共有した上で地域の将来像や地域の実情に合った活動について話し合い、継続的かつ計画的に「助けあい・支えあい」による地域運営を進めることを目的とする団体であって、次に掲げる要件に該当するものをいう。

(1) 活動区域内で組織されている別表第1に掲げる団体のうち、地区町内自治会連絡協議会を含む3団体以上が構成団体となっていること。

(2) 役員を選出、会議の運営が民主的に行われ、その透明性が確保されていること。

(3) 会計処理の透明性が確保されていること。

(4) 活動区域内の住民全般を取組みの対象としていること。

(5) 活動区域が他の地域運営委員会の活動区域と重複がないこと。

(6) 以下に掲げる事項が定められた定款又は規約等を定めていること。

ア 名称

イ 目的

ウ 活動区域

エ 活動内容

オ 構成団体に関する事項

カ 会議に関する事項

キ 役員に関する事項

ク 会計に関する事項

2 活動区域内で組織されている別表第1に掲げる団体のうちの一つの団体が、活動区域内で組織されている同表に掲げる他の団体を包括していると認められ、かつ、前項の要件全てに該当するものであるときは、当該団体を地域運営委員会とみなし、当該団体及び当該団体に包括される団体を地域運営委員会の構成団体とする。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)及び補助対象経費は、別表第2に規定するもので区長が適当と認めたものとする。

2 補助限度額及び補助率は、別表第2のとおりとする。

(補助対象団体)

第4条 別表第2の地域運営委員会設立支援補助金(以下「設立支援補助金」という。)の交付を申請することができる者は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

(1) 地域運営委員会の設立に向けた準備を進めるために設立された団体で、次に掲げる要件に該当するもの。

ア 小学校区から中学校区程度の広さの範囲を活動区域として設定していること。

イ 活動区域内で組織されている別表第1に掲げる団体のうち、地区町内自治会連絡協議会を含む3団体以上が構成団体となっていること。

ウ 定款又は規約等を定めていること。

(2) 地区コミュニティづくり懇談会等、現に存在する団体のうち、地域運営委員会の設立に向けた準備を進める旨の目的を持ち、前号アからウに定める要件を満たすもの。

2 別表第2の地域運営委員会活動支援補助金（以下「活動支援補助金」という。）の交付を申請することができる者は、第2条の地域運営委員会に該当する団体からの届け出（様式第1号）に基づき、地域運営委員会として別に定めるものとする。

（併給の禁止）

第5条 地区コミュニティづくり懇談会運営補助金と活動支援補助金の交付を同時期に受けることはできない。

（交付の申請）

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、区長が定める期日までに地域運営委員会設立支援等補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付し、区長に提出するものとする。

（1）事業計画書（様式第2号の2）

（2）収支計画書（様式第2号の3）

（3）定款又は規約等

（4）構成団体名簿及び役員名簿

（交付の条件）

第7条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるものとする。

（1）補助事業の内容、収支計画又は事業計画の変更をするにあたり、交付決定額の3分の1以上となる事業の追加、拡充、中止又は廃止を行う場合には、あらかじめ区長の承認を受けること。

（2）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに区長に報告し、その指示を受けること。

（3）他の補助金等に係る補助対象範囲と活動支援補助金の充当範囲が重複しない場合に限り、他の補助金等の交付を受けている事業に交付金を充当することができる。

（4）規則及び本要綱を遵守すること。

（交付決定通知）

第8条 規則第6条の規定による通知は、地域運営委員会設立支援等補助金交付決定通知書（様式第3号）によるものとする。

（変更等の承認申請）

第9条 補助事業を行う団体（以下「補助事業者」という。）が、第7条第1号の規定により承認を受けようとするときは、地域運営委員会設立支援等補助金に係る事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の申請書の提出を受けたときは、内容を審査し、事業の変更、中止又は廃止を承認したときは、地域運営委員会設立支援等補助金に係る事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第5号）により通知し、承認しないときは、地域運営委員会設立支援等補助金に係る事業変更（中止・廃止）

不承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（状況報告）

第10条 補助事業者が、規則第10条の規定により報告しようとするときは、区長が定める期日までに、地域運営委員会設立支援等補助金に係る事業状況報告書（様式第7号）を区長に提出するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者が、規則第12条の規定により報告しようとするときは、区長が定める期日までに、地域運営委員会設立支援等補助金に係る事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付し、区長に提出するものとする。

- （1）事業報告書（様式第8号の2）
- （2）収支決算書（様式第8号の3）
- （3）その他区長が必要と認める書類

（額の確定等）

第12条 規則第13条の規定による通知は、地域運営委員会設立支援等補助金に係る補助金額確定通知書（様式第9号）によるものとする。

（交付の請求）

第13条 前条の規定により通知を受けた団体が、規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、地域運営委員会設立支援等補助金交付請求書（様式第10号）を区長に提出するものとする。

2 補助事業者が、規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、地域運営委員会設立支援等補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第11号）を区長に提出するものとする。

（決定の取消通知）

第14条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、地域運営委員会設立支援等補助金交付決定取消通知書（様式第12号）によるものとする。

（返還命令）

第15条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、地域運営委員会設立支援等補助金返還命令書（様式第13号）によるものとする。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市民局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年3月18日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年11月6日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年11月1日から施行する。
- 2 改正後の千葉市地域運営委員会設立支援等補助金交付要綱別表第2の規定は、令和3年度以降の年度の予算に係る交付金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

地区町内自治会連絡協議会、社会福祉協議会地区部会、地区民生委員・児童委員協議会、青少年育成委員会、地区スポーツ振興会

別表第2（第3条関係）

補助金の種別	補助事業	補助対象経費	補助限度額補助率
地域運営委員会 設立支援補助金	委員会の設立に向けて行われる以下の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議の開催 ・ 地域の実態及び住民ニーズの把握のための事業 ・ 委員会に関する情報発信又は情報共有に関する事業 ・ 事業計画の策定 ・ その他委員会の設立準備に必要な事業として区長が認めた事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報償費（講師謝礼、有償ボランティアへの謝礼等） ・ 旅費（交通費、駐車場代等） ・ 需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費（会議開催時に提供されるお茶代に限る）等） ・ 役務費（通信運搬費、手数料、保険料等） ・ 委託料（地域の実態及び住民ニーズの把握に関する事業委託等） ・ 使用料及び賃借料（会場使用料等） 	補助限度額 10万円（※1） 補助率 10/10 補助を受けることができるのは原則として1年のみ
地域運営委員会 活動支援補助金	地域課題解決、地域活性化に向けた以下の事業（地域運営委員会において決定された事業であり、各構成団体が連携・協力して実施することを要する。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体間の情報共有及び地域課題の検討のための会議の開催 ・ 地域の実態及び住民ニーズの把握のための事業 ・ 広報活動 ・ 事業計画の策定 ・ 青少年の健全育成に関する事業 ・ 高齢者や障害者の支援、高齢者の生きがい対策に関する事業 ・ スポーツ振興に関する事業 ・ 環境美化及びごみの適正排出・減量に関する事業 ・ 交通安全に関する事業 ・ 避難所運営に関する事業 ・ その他地域課題解決、地域活性化につながる事業 	左の補助事業の実施に要する経費とする。ただし、以下に掲げるものを除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員手当 ・ 会計や書類作成等を行う事務局員への人件費 ・ 事業の全部を委託する場合の委託料 ・ 食糧費（会議及び事業の実施に必要なお茶代、弁当代及び食材料費等を除く。） ・ 交際費（慶弔費、見舞金及び懇親会費等） ・ 寄附金 ・ その他補助対象経費とすることが適当でないと区長が認める経費 	補助限度額 20万円を5で除し、別表第1に掲げる構成団体の数を乗じた金額（※2）（※3） 補助率 補助対象経費から当該事業に充てるべき収入額を控除した額の 10/10

（※1） 同一年度内に、地区コミュニティづくり懇談会運営補助金の交付を受ける場合にあっては、その合計額が10万円を超えてはならない。

（※2） 同一年度内に、地区コミュニティづくり懇談会運営補助金又は地域運営委員会設立支援補助金の交付を受ける場合にあっては、その合計額が20万円を超えてはならない。

（※3） 令和6年3月31日までに設立し地域運営交付金を交付されていた地域運営委員会で、活動区域内に別表第1に掲げる団体が組織されていない場合又は他の地区に設立されている地域運営委員会の構成団体となっている場合かつ千葉県地域運営交付金交付要綱第3条第5号から第7号の事業（以下「当該事業」という）を原則として実施する場合は、組織されていない団体等の数につき、4万円を上限額として、当該事業に対する所要額を加算する。

<様式第1号>

年 月 日

地域運営委員会設立届出書

(あて先) 千葉市 区長

住 所

団 体 名

代表者職氏名 (※)

(※) 記名押印又は代表者が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により代表者からの
申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付で、千葉市地域運営委員会設立支援等補助金交付要綱第2条第1項に定める
地域運営委員会を設立した(又は同条第2項の規定を満たした)ので、届け出ます。

(添付書類)

- 1 定款又は規約等
- 2 構成団体名簿及び役員名簿
- 3 その他区長が必要と認める書類

<様式第2号>

年 月 日

地域運営委員会設立支援等補助金交付申請書

(あて先) 千葉市 区長

住 所

団 体 名

代表者職氏名 (※)

(※) 記名押印又は代表者が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により代表者からの
申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年度における地域運営委員会設立支援等補助金（地域運営委員会設立支援補助金・地域運営委員会活動支援補助金）の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第3条の規定により交付申請します。

1 補助金申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号の2）
- (2) 収支計画書（様式第2号の3）
- (3) 定款又は規約等
- (4) 構成団体名簿及び役員名簿
- (5) その他区長が必要と認める書類

<様式第2号の2>

事業計画書

	会議開催	実態把握	その他事業
第1四半期 (4～6月)			
第2四半期 (7～9月)			
第3四半期 (10～12月)			
第4四半期 (1～3月)			

※他の補助金等の交付を受けている事業については、当該補助金等の名称を記載するとともに、当該補助金等の詳細が分かる書類を提出すること。

<様式第2号の3>

収支計画書

(収入)

費目	金額 (単位：円)	内訳
合計		

(支出)

費目	金額 (単位：円)	内訳
合計		

<様式第3号>

千葉市指令 第 号

住 所
団 体 名
代表者職氏名 様

地域運営委員会設立支援等補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった地域運営委員会設立支援等補助金（地域運営委員会設立支援補助金・地域運営委員会活動支援補助金）の交付について、次のとおり決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市 区長

1 補助金の交付決定額 円

2 交付条件

- (1) 補助事業の内容、収支計画又は事業計画の変更をするにあたり、交付決定額の3分の1以上となる事業の追加、拡充、中止又は廃止を行う場合には、あらかじめ区長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに区長に報告し、その指示を受けること。
- (3) 他の補助金等に係る補助対象範囲と活動支援補助金の充当範囲が重複しない場合に限り、他の補助金等の交付を受けている事業に交付金を充当することができる。
- (4) 千葉市補助金等交付規則及び千葉市地域運営委員会設立支援等補助金交付要綱を遵守すること。

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

<様式第4号>

年 月 日

地域運営委員会設立支援等補助金に係る事業変更（中止・廃止）承認申請書

（あて先）千葉市 区長

住 所

団 体 名

代表者職氏名 (※)

(※) 記名押印又は代表者が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により代表者からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付千葉市指令 第 号により補助金交付決定のあった地域運営委員会設立支援等補助金（地域運営委員会設立支援補助金・地域運営委員会活動支援補助金）に係る事業について事業計画の変更（中止・廃止）をしたいので、千葉市地域運営委員会設立支援等補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）の内容

3 添付書類

- (1) 変更計画に係る収支計画書
- (2) その他区長が必要と認める書類

<様式第5号>

千葉市指令 第 号

住 所

団 体 名

代表者職氏名

様

地域運営委員会設立支援等補助金に係る事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付で申請のあった地域運営委員会設立支援等補助金（地域運営委員会設立支援補助金・地域運営委員会活動支援補助金）に係る事業の変更（中止・廃止）承認について、次のとおり決定したので、通知します。

年 月 日

千葉市 区長

1 承認事項

（審査請求等について）

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

<様式第6号>

千葉市指令 第 号

住 所

団 体 名

代表者職氏名

様

地域運営委員会設立支援等補助金に係る事業変更（中止・廃止）不承認通知書

年 月 日付で申請のあった地域運営委員会設立支援等補助金（地域運営委員会設立支援補助金・地域運営委員会活動支援補助金）に係る事業の変更（中止・廃止）承認について、承認しないことと決定したので、通知します。

年 月 日

千葉市 区長

1 不承認の理由

（審査請求等について）

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

<様式第7号>

年 月 日

地域運営委員会設立支援等補助金に係る事業状況報告書

(あて先) 千葉市 区長

住 所

団 体 名

代表者職氏名

(※)

(※) 記名押印又は代表者が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により代表者からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付千葉市指令 第 号により補助金交付決定のあった地域運営委員会設立支援等補助金（地域運営委員会設立支援補助金・地域運営委員会活動支援補助金）に係る事業の 年 月 日現在の遂行状況について、千葉市補助金等交付規則第10条の規定により報告します。

1 補助事業の着手年月日 年 月 日
及び完了予定年月日 年 月 日

2 補助事業の経過及び内容

3 添付書類

- (1) 経過及び内容を証する書類等
- (2) その他区長が必要と認めるもの

<様式第8号>

年 月 日

地域運営委員会設立支援等補助金に係る事業実績報告書

(あて先) 千葉市 区長

住 所

団 体 名

代表者職氏名

(※)

(※) 記名押印又は代表者が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により代表者からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付千葉市指令 第 号により補助金交付決定のあった地域運営委員会設立支援等補助金（地域運営委員会設立支援補助金・地域運営委員会活動支援補助金）に係る事業が終了しましたので、千葉市補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えて報告します。

1 補助事業の着手年月日 年 月 日
及び完了年月日 年 月 日

2 補助金交付決定額 円

3 補助事業の経費精算額 円

4 添付書類

- (1) 事業報告書（様式第8号の2）
- (2) 収支決算書（様式第8号の3）
- (3) その他補助事業に関する写真・資料等区長が必要と認めるもの

<様式第8号の2>

事業報告書

	会議開催	実態把握	その他事業
第1四半期 (4～6月)			
第2四半期 (7～9月)			
第3四半期 (10～12月)			
第4四半期 (1～3月)			

※他の補助金等の交付を受けている事業については、当該補助金等の名称を記載するとともに、当該補助金等の詳細が分かる書類を提出すること。ただし、事業計画書の提出時に添付している場合は不要とする。

<様式第8号の3>

収支決算書

(収入)

費目	金額 (単位：円)	内訳
合計		

(支出)

費目	金額 (単位：円)	内訳
合計		

<様式第9号>

千葉市達 第 号

住 所

団 体 名

代表者職氏名

様

地域運営委員会設立支援等補助金に係る補助金額確定通知書

年 月 日付地域運営委員会設立支援等補助金に係る事業実績報告書により、地域運営委員会設立支援等補助金（地域運営委員会設立支援補助金・地域運営委員会活動支援補助金）に係る補助金額を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市 区長

- | | |
|--------------|---|
| 1 補助金の交付決定額 | 円 |
| 2 補助事業の経費精算額 | 円 |
| 3 補助金の確定額 | 円 |

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

<様式第10号>

年 月 日

地域運営委員会設立支援等補助金 交付請求書

(あて先) 千葉市 区長

住 所

団 体 名

代表者職氏名 (※)

(※) 記名押印又は代表者が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により代表者からの
申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付千葉市達 第 号地域運営委員会設立支援等補助金に係
る補助金額確定通知書により確定した補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第16条第1
項の規定により請求します。

1 補助金交付請求額 円

2 添付書類

- (1) 地域運営委員会設立支援等補助金に係る補助金額確定通知書の写し
- (2) その他区長が必要と認めるもの

<様式第11号>

年 月 日

地域運営委員会設立支援等補助金 一括（分割）事前交付請求書

（あて先）千葉市 区長

住 所

団 体 名

代表者職氏名

（※）

（※）記名押印又は代表者が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により代表者からの
申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付千葉市指令 第 号地域運営委員会設立支援等補助金交
付決定通知のあった補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第16条第2項において準用す
る同条第1項の規定により請求します。

1 補助金交付決定額 円

2 補助金の既交付額 円

3 今回の交付請求額 円

4 添 付 書 類

（1）地域運営委員会設立支援等補助金交付決定通知書の写し

（2）その他区長が必要と認めるもの

<様式第12号>

千葉市達 第 号

住 所

団 体 名

代表者職氏名

様

地域運営委員会設立支援等補助金 交付決定取消通知書

年 月 日付千葉市指令 第 号地域運営委員会設立支援等補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において準用する第6条の規定により次のとおり通知します。

年 月 日

千葉市 区長

- | | |
|-------------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 取消額 | 円 |
| 3 取消後の交付決定額 | 円 |
| 4 取消の理由 | |

(審査請求等について)

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

<様式第13号>

千葉市達 第 号

住 所

団 体 名

代表者職氏名

様

地域運営委員会設立支援等補助金 返還命令書

年 月 日付千葉市指令 第 号地域運営委員会設立支援等補助金交付決定通知のあった補助金について、千葉市補助金等交付規則第18条第1項又は第2項の規定により、次のとおり補助金の返還を命じます。

年 月 日

千葉市 区長

- | | |
|-------------|-------|
| 1 補助金の交付決定額 | 円 |
| 2 補助金の既交付額 | 円 |
| 3 補助金の交付確定額 | 円 |
| 4 返還すべき金額 | 円 |
| 5 返還期限 | 年 月 日 |
| 6 返還を命ずる理由 | |
| 7 返還方法 | |

(審査請求等について)

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。